

現行【令和3年3月】	改定【素案】	生徒指導提要、当協議会での意見等
<p>はじめに</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。このため本県では、全ての児童生徒の尊厳を守るため、これまで人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。</p> <p>略</p> <p>本県では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、学校のみならず社会全体で取り組む課題であり、子どものいのちを徹底して守ることを第一に考え、</p> <p>① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進し、いじめを「しない・させない・許さない」子どもを育成すること、</p> <p>② 家庭や学校とともに、地域や子どもに関わる機関等が連携・協働し、他者を信頼して必要な時には他者を頼る、あるいは、逃げ場をもつなどいじめに対応できるように子どもの生きる力を育むこと、</p> <p>③ いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと、</p> <p>④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること、</p> <p>⑤ 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと、を基本的な考え方とし、平成28年3月に「奈良県いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。</p> <p>この策定から4年が経過し、その間に国では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定がなされ、いじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。</p> <p>そこで、県では、これらの変化に対応し、より一層効果的にいじめ防止を進めていくための指針となるよう、令和2年度において基本方針を改定することとしました。</p> <p>略</p>	<p>はじめに</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。このため本県では、全ての児童生徒の尊厳を守るため、これまで人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。</p> <p>略</p> <p>本県では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、学校のみならず社会全体で取り組む課題であり、子どものいのちを徹底して守ることを第一に考え、</p> <p>① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進し、いじめを「しない・させない・許さない」子どもを育成すること、</p> <p>② 家庭や学校とともに、地域や子どもに関わる機関等が連携・協働し、他者を信頼して必要な時には他者を頼る、あるいは、逃げ場をもつなどいじめに対応できるように子どもの生きる力を育むこと、</p> <p>③ いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと、</p> <p>④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること、</p> <p>⑤ 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと、を基本的な考え方とし、平成28年3月に「奈良県いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。</p> <p>この策定から8年が経過し、その間に国では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（令和6年〇月改訂）がなされ、いじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。</p> <p>また、令和4年12月には生徒指導提要が改訂され、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が求められました。いじめ問題においても、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められるようになりました。</p> <p>そこで、県では、これらの変化に対応し、より一層効果的にいじめ防止を進めていくための指針となるよう、令和6年度において基本方針を改定することとしました。</p> <p>略</p>	<p>○「生徒指導提要 第4章 いじめ」より法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと、が新たに求められた。</p> <p style="text-align: right;">1</p>

現行【令和3年3月】

改定【素案】

生徒指導提要、当協議会での意見等

第1 いじめ対策についての基本的な考え方

第1 いじめ対策についての基本的な考え方

1 いじめの定義 略

1 いじめの定義 略

2 いじめの防止について 略

2 いじめの防止について 略

3 いじめの早期発見・認知について

3 いじめの早期発見・認知について

(1) いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める必要があります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多く、また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが必要です。(以下、略)

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める必要があります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい**コミュニケーションを使った心理的な**形で行われることが多く、また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが必要です。(以下、略)

「生徒指導提要 4.3.3(1) いじめに気付くための組織的な取組」より
日本のいじめは、外から見えにくい**コミュニケーションを使った心理的ないじめ**が多く、また、同じ学級・ホームルームに加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴があります。そのため、いじめの存在に気付くことができなかつたり、学級・ホームルーム担任の抱え込みから事態が深刻化してしまったりするケースも少なくありません。

(2) いじめの認知に関する考え方 略

(2) いじめの認知に関する考え方 略

4 いじめへの対応について

4 いじめへの対応について

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめに対する対応として以下のように規定されています。(以下、略)

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめに対する対応として以下のように規定されています。(以下、略)

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。(以下、略)

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。**また、保護者等に対してあらかじめ周知しておくことも必要です。**(以下、略)

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(4文科初第2121号、令和5年2月7日)より
児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。**また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。**

5 いじめの解消について 略

5 いじめの解消について 略

6 地域・関係機関との連携について

6 地域・関係機関との連携について

(1) 地域や家庭との連携 略

(1) 地域や家庭との連携 略

(2) 関係機関との連携

(2) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や学校の設置者(教育委員会及び学校法人)の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。そのためには平素から関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

いじめの問題への対応において、学校や学校の設置者(教育委員会及び学校法人)の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関等との適切な連携が必要です。**また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも必要になります。**そのためには平素から関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくことが重要です。

「生徒指導提要 4.4.1 関係者の連携・協働によるいじめ対応」より
社会総がかりでのいじめの防止を目指す上では、学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要です。**また、法において、例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも示されています。**

現行【令和3年3月】	改定【素案】	令和5年度県の取組実績、当協議会での意見等
<p>第2 県が実施する取組</p> <p>県は、いじめの防止等の対策を推進するため、県民と一体となった取組を推進します。 （略） 主な取組については、以下の通りです。</p> <p>1 奈良県いじめ対策連絡協議会の開催 専門家や関係する機関及び団体の代表者を構成員として、いじめの防止等のための対策を推進し、連携を図るため、「奈良県いじめ対策連絡協議会」を設置し、定期的にこれを開催します。この協議会において、情報交換や意見交換を積極的に行い、各団体へフィードバックすることで、社会総がかりでいじめを「許さない・見逃さない」学校・社会づくりを進めます。 なお、その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警察など実情に応じて決定します。</p> <p>2 教育委員会における附属機関の設置 奈良県教育委員会といじめ対策連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として「奈良県いじめ対策委員会」を設置します。</p> <p>3 基本方針の周知徹底 基本方針の趣旨及び内容を周知するため、県教育委員会指導主事等を派遣して教職員向け研修会等を実施します。 また、PTAや関係団体に向けた説明等をさまざまな機会を捉えて行い、いじめ防止に向け、学校のみならず、保護者や関係団体も連携・協力していじめを防止する体制づくりにつなげます。</p>	<p>第2 県が実施する取組</p> <p>県は、いじめの防止等の対策を推進するため、県民と一体となった取組を推進します。 （略） 主な取組については、以下の通りです。</p> <p>1 奈良県いじめ対策連絡協議会の開催 専門家や関係する機関及び団体の代表者を構成員として、いじめの防止等のための対策を推進し、連携を図るため、「奈良県いじめ対策連絡協議会」を設置し、定期的にこれを開催します。この協議会において、情報交換や意見交換を積極的に行い、各団体へフィードバックすることで、社会総がかりでいじめを「許さない・見逃さない」学校・社会づくりを進めます。 なお、その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警察など実情に応じて決定します。</p> <p>2 教育委員会における附属機関の設置 奈良県教育委員会といじめ対策連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として「奈良県いじめ対策委員会」を設置します。</p> <p>3 基本方針の周知徹底 基本方針の趣旨及び内容を周知するため、県教育委員会指導主事等を派遣して教職員向け研修会等を実施します。 また、PTAや関係団体に向けた説明等をさまざまな機会を捉えて行い、いじめ防止に向け、学校のみならず、保護者や関係団体も連携・協力していじめを防止する体制づくりにつなげます。</p>	<p>・奈良県いじめ対策連絡協議会を8月、2月の2回開催</p> <p>・奈良県いじめ対策委員会を12月に開催</p> <p>・改定後の令和4年は、県教育委員会主催のいじめ問題に関する人権研修会で周知</p>

現行【令和3年3月】	改定【素案】	令和5年度県の取組実績、当協議会での意見等
<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4 いじめの防止等に係る対応 (1) 学校におけるいじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進 ・ 教育プログラムを活用したレジリエンスの育成 ・ 児童生徒自身が主体的にいじめについて考えるような教育活動の推進 	<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4 いじめの防止等に係る対応 (1) 学校におけるいじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちをもって行動できるような就学前教育の推進 ・ 学校における教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進 ・ 教育プログラムを活用したレジリエンスの育成 ・ 児童生徒自身が主体的にいじめについて考えるような教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (当協議会での意見まとめ(p.8) 2. 家庭における取組(1)未然防止 より) 乳幼児保健・就学前の相談において、子どもの認知発達のみならず、心の状況のアセスメント及び支援を実践するために臨床心理士・公認心理師等を活用する。 ・ (奈良県基本方針「はじめに」) ① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高める取組を推進し、いじめを「しない・させない・許さない」子どもを育成すること ・ (国の基本方針) 発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう就学前教育の推進 ※「国の基本方針」2(5) 地方公共団体が実施すべき施策 「いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。」 ・ (沖縄県) 就学前教育における、発達段階に応じた取組。幼児や保護者に対するいじめの未然防止の取組の企画・提案 <p>(1) 学校におけるいじめの防止</p> <p>○ 学校における教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進</p> <p>【公立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全ての学校において、平成31年3月に策定した「人権教育推進プラン」を基に人権教育の推進を図っている。その中の求められる取組として「学習者が被害者にも加害者にもならないよう、様々な差別や『いじめ』、暴力、虐待、体罰、ハラスメントといった人権侵害に対しては毅然とした態度で臨む」ことを示すとともに、「『いじめ』、暴力、虐待、体罰、ハラスメントなどは、生命の尊厳をも奪う重大な人権侵害行為であることを確認し、自分自身を様々な立場に置いて問題と向き合う」学習活動を展開するよう示している。 ・ 教育委員会が主催する研修会や、作成する人権教育資料の充実により、学校におけるいじめの未然防止の取組や道徳教育、人権教育の推進を図っている。 ・ 令和3年度より、児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもならないよう、また、教職員等の言動によるハラスメントが起きることのないよう、互いに人権を確かめあうとともに、「一人一人が大切にされる学校づくり」に向け、各学校における教育環境を点検する機会とするために、県内の公立学校の全児童生徒を対象に「人権を確かめあうアンケート」を毎年12月11日の「人権を確かめあう日」を基準日として、無記名で実施している。 ・ このアンケートを通して、児童生徒には日頃の自身の言動や学校環境を振り返り、いじめを防止する貴重な機会とするとともにアンケート結果を学校が把握し、いじめ事案には適切に対応いただいている。また、結果を分析した教職員向け資料や児童生徒用資料を作成し、学校の教育環境の点検・改善を図るなど、児童生徒を含めたすべての人の人権が守られた「一人一人が大切にされる学校づくり」につなげてもらうよう、県内の公立学校に周知している。 <p>【私立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県私立学校人権教育推進協議会の活動に助成し、私立学校の人権教育を推進 <p>○ 教育プログラムを活用したレジリエンスの育成</p> <p>【公立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知行動療法の手法を活用した「教育支援プログラム」を保有 <p>【私立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし <p>○ 児童生徒自身が主体的にいじめについて考えるような教育活動の推進</p> <p>【公立・私立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内高等学校等に「いじめ防止強化月間」啓発ポスター原画募集の周知、参加等 ・ 全国いじめ問題子供サミット事業を周知

現行【令和3年3月】	改定【素案】	令和5年度県の取組実績、当協議会での意見等
<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(2) いじめの早期発見のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施 ・ 「こころと生活等に関するアンケート」の実施 ・ いじめ見逃しゼロの取組の更なる推進 ・ いじめの認知等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修の実施 ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、派遣による相談体制の充実 ・ 電話教育相談・メール相談等の実施 	<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(2) いじめの早期発見のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施 ・ 「こころと生活等に関するアンケート」の実施 ・ 「人権を確かめあうアンケート」の実施 ・ いじめ見逃しゼロの取組の更なる推進 ・ いじめの認知等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修の実施 ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、派遣による相談体制の充実 ・ 電話教育相談・メール相談等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施 【公立・私立】 ・ 県内全ての児童生徒が実施 ○ 「こころと生活等に関するアンケート」の実施 【公立】 ・ 県内全ての児童生徒が実施 【私立】 ・ 希望した学校が実施 ○ 「人権を確かめあうアンケート」の実施 【公立】 ・ 県内全ての児童生徒が実施 ○ いじめ見逃しゼロの取組の更なる推進 【公立】 ・ 小学校・義務教育学校前期課程に「気付き見守りアプリ」を導入し、いじめの早期発見・早期対応を図った 【私立】 ・ 学校からのいじめ相談への対応 ○ いじめの認知等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修の実施 【公立】 ・ 県立教育研究所における研修講座(各校種・各段階) ・ 生徒転落事象を受けた再発防止研修(平成29年度より毎年12月4日開催) ・ 各学校における校内研修、各市町村主催の研修会等 【私立】 ・ 私立学校管理職人権教育研修会はいじめをテーマに実施 ・ 県立教育研究所における研修講座 ・ 教職員支援機構の生徒指導研修 ○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、派遣による相談体制の充実 【公立】 ・ スクールカウンセラーの配置 ・ スクールソーシャルワーカーの派遣 【私立】 ・ スクールカウンセラーの配置 ・ スクールソーシャルワーカーは配置なし ○ 電話教育相談・メール相談等の実施 【公立・私立】 電話、来所、メール、SNS(ならCocoroライン)による教育相談、居場所(こまどりルーム)での活動

現行【令和3年3月】	改定【素案】	令和5年度県の取組実績、当協議会での意見等
<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(3) 関係機関との連携 ・ 県警察、児童相談所、法務局、医療機関等の民間団体等との連携 ・ 奈良弁護士会との連携</p> <p>4(4) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保 ・ 教職員のいじめ認知に関する認識への研修 ・ 教職員の組織的対応や情報伝達力、児童生徒理解の向上 ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の配置、派遣の継続 ・ 教職員が児童生徒と関わるための時間の確保に関する施策の推進</p> <p>4(5) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進 ・ 情報リテラシーに関する教育の推進 ・ 「ネットいじめ」等の現状や危険性についての周知徹底</p>	<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(3) 関係機関との連携 ・ 県警察、児童相談所、法務局、医療機関等の民間団体等との連携 ・ 奈良弁護士会との連携</p> <p>4(4) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保 ・ 教職員のいじめ認知に関する認識への研修 ・ 教職員の組織的対応や情報伝達力、児童生徒理解の向上 ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の配置、派遣の継続 ・ 教職員が児童生徒と関わるための時間の確保に関する施策の推進</p> <p>4(5) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進 ・ 情報リテラシーに関する教育の推進 ・ 「ネットいじめ」等の現状や危険性についての周知徹底</p>	<p>○ 警察、児童相談所、法務局、医療機関等の民間団体等との連携 【公立・私立】 ・ 奈良県「警察・教育委員会等」連絡会議に出席 ・ 学校と警察の連携に関する協定を締結し情報共有</p> <p>○ 奈良弁護士会との連携 【公立】 なし 【私立】 ・ 各学校法人が、顧問弁護士をおいている場合が多い。いじめ事案については、顧問弁護士の意見も聞くように助言。</p> <p>○ 教職員のいじめ認知に関する認識への研修(上記に同じ) ○ 教職員の組織的対応や情報伝達力、児童生徒理解の向上(上記に同じ) ○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の配置、派遣の継続(上記に同じ) ○ 教職員が児童生徒と関わるための時間の確保に関する施策の推進 【公立】 ・ 不登校支援のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置。 ・ 教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の配置 ・ 学力向上を目的とした学習指導員の配置。 ・ 奈良県部活動改革検討委員会において、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行の推進について検討。令和6年3月に中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引きを示した。 【私立】 ・ 文部科学省からの働き方改革に関する通知等を周知</p> <p>○ 情報リテラシーに関する教育の推進 ○ 「ネットいじめ」等の現状や危険性についての周知徹底 【公立】 ・ 県立教育研究所における研修講座(各校種・各段階) ・ 奈良県HPの「先生応援サイト」に生徒指導、いじめ問題について資料等を掲載 【私立】 ・ 県内小中高等学校等でインターネット利用に関する専門講師を派遣し講習会を実施。 ・ 大学生指導員を養成し学校でインターネットリテラシー向上のための出前授業を実施。また大学生による啓発動画の制作、配信。 ・ フィルタリングサービスの利用促進のため、県内学校児童生徒の保護者向けに啓発チラシを配布。</p>

現行【令和3年3月】	改定【素案】	令和5年度県の取組実績、当協議会での意見等
<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(6)いじめ防止等のための対策の調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方に関する研究 ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及 <p>4(7)啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動 	<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(6)いじめ防止等のための対策の調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方に関する研究 ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及 <p>4(7)啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動 	<p>○ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方に関する研究</p> <p>【公立・私立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について(通知)を周知 <p>○ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及</p> <p>【公立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県いじめ対策連絡協議会委員(大学教授)による「気付き見守りアプリ」の開発に協力 ・ 文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果を周知 <p>【私立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果を周知 <p>○ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動</p> <p>【公立・私立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話教育相談 ・ 「悩み なら メール」(メール相談) ・ SNS相談「なら Cocoro ライン」 <p>※LINEのリッチメニューを活用し、画面から電話やメール相談窓口へスムーズにアクセスできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県いじめ対策連絡協議会の概要版・議事録を公表することで周知啓発

現行【令和3年3月】	改定【素案】	令和5年度県の取組実績、当協議会での意見等
<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(8) 地域や家庭との連携 ・ 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)などを通じて、基本方針の周知徹底と学校・地域・家庭が連携するシステムの構築 ・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進</p> <p>4(9) 学校間の協力連携体制の整備</p> <p>4(10) 学校評価におけるいじめ防止等のための取組に係る達成状況の点検</p>	<p>第2 県が実施する取組(続き)</p> <p>4(8) 地域や家庭との連携 ・ 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)などを通じて、基本方針の周知徹底と学校・地域・家庭が連携するシステムの構築 ・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進</p> <p>4(9) 学校間の連携協力体制の整備</p> <p>4(10) 学校評価におけるいじめ防止等のための取組に係る達成状況の点検</p>	<p>○ 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)などを通じて、基本方針の周知徹底と学校・地域・家庭が連携するシステムの構築</p> <p>【公立】 ・ 奈良県内の県立学校及び市町村立小学校、中学校や義務教育学校でコミュニティ・スクールの導入 ・ 今後もコミュニティ・スクールを導入する市町村が増える見込みであり学校と地域が連携・協働できる組織体制が整ってきている。コミュニティ・スクールでの教職員と保護者や地域住民との対話や熟議によっていじめの防止を始めとした「目指す児童・生徒像」の実現に取り組んでいる。</p> <p>【私立】 ・ 私立学校は対象外</p> <p>○ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進</p> <p>【公立】 ・ 市町村立学校においては、コミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組と、幅広い地域の方々の参画により、子どもたちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動である「地域学校協働活動」を一体的に推進し、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子どもたちの教育環境を向上させ、自立的・継続的に子どもを取り巻く課題を解決できる地域社会を目指すことを目的とした「奈良県学校・地域パートナーシップ事業」を実施している。 ・ 県立学校においては、教育課程を社会に開くことにより、社会総掛かりで児童・生徒を育てること及び地域と学校が課題を共有し、その解決に向けて、地域の活性化に資する活動を行うことで、児童・生徒が地域活性化のために主体的に取り組もうとする意識を育み、地域創生を担う将来の人材育成を図ることを目的に、地域と学校が協働して企画・立案し、実施する取組である「県立学校における地域との協働推進事業」を実施している。</p> <p>【私立】 ・ 設置者である学校法人に任せている。</p> <p>【公立】 ・ 奈良県小学校生徒指導研究会 ・ 奈良県中学校生徒指導研究会 ・ 奈良県高等学校等生徒指導研究協議会 ・ 市町村単位での生徒指導担当者会議</p> <p>【私立】 ・ 奈良県私立学校人権教育推進協議会の活動に助成し、私立学校の人権教育を推進し連携を推進 ・ 奈良県高等学校等生徒指導研究協議会への出席 (国の基本方針)いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合の連携協力体制の整備</p> <p>(10) 学校評価におけるいじめ防止等のための取組に係る達成状況の点検</p> <p>【公立】 ・ いじめ防止等に係る評価項目を設定している学校での目標達成状況を点検 ・ 各学校において、いじめ防止基本方針を策定</p> <p>【私立】 ・ 学校評価を法人調査で確認 ・ 学校いじめ防止基本方針の策定やいじめに関する取組を実施している学校への支援</p>

第3 学校が実施する取組

学校が実施する取組については、以下を基本に、学校・地域・家庭の実情に応じて行います。

1 学校いじめ防止基本方針の策定 略

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化 略

- (1) 年間指導計画を策定します。
- (2) いじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図ります。
- (3) 児童生徒、保護者、地域に対して、いじめ防止等の取組について情報発信、意識啓発を行います。
- (4) いじめの疑いや配慮を要する児童生徒についての情報の収集と共有を行います。
- (5) いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き情報を速やかに共有し、教職員や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒の安全の保障を徹底し、児童生徒に対する支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行います。
- (6) PDCAサイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行います。
- (7) 重大事態が生じたときには、学校又は学校の設置者が調査の主体となります。
- (8) 組織は以下の者で構成します。

管理職、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを基本とします。なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の助言を得ながら対応します。

3 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価 略

第3 学校が実施する取組

学校が実施する取組については、以下を基本に、学校・地域・家庭の実情に応じて行います。

1 学校いじめ防止基本方針の策定 略

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化 略

- (1) 年間指導計画を策定します。
- (2) いじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図ります。
- (3) 児童生徒、保護者、地域に対して、いじめ防止等の取組について情報発信、意識啓発を行います。
- (4) いじめの疑いや配慮を要する児童生徒についての情報の収集と共有を行います。
- (5) いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き情報を速やかに共有し、教職員や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒の安全の保障を徹底し、児童生徒に対する支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行います。
- (6) PDCAサイクルに基づき、学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行います。
- (7) 重大事態が生じたときには、学校又は学校の設置者が調査の主体となります。
- (8) 組織は以下の者で構成します。

管理職、主幹教諭、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを基本とします。なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の助言を得ながら対応します。

なお、児童生徒や保護者、地域に対して、この組織の存在及び活動が認識されるような取組(全校集会の際にいじめの防止の取組の説明をするなど)を積極的に行うことが大切です。

3 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価 略

(生徒指導提要 4.2.3「実効的な組織体制」より)
 学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化(見える化)」を図ることが大切です。また、組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる状態(心理的安全性)をつくり出すことが不可欠です。
加えて、児童生徒や保護者に対して、学校いじめ対策組織の存在及び活動が認識されるような取組(全校集会の際にいじめ防止の取組の説明をするなど)を積極的に行うことが大切です。

(当協議会での「意見まとめ」(p.3) 1. 学校が実施する取組 (1) 未然防止)より)
学校の「いじめ防止」に関する取組を保護者、地域に周知し、家庭と共にいじめ防止に取り組む意識を醸成する。

(重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P29)
保護者に対しても、懇談会等の機会を利用し、学校のいじめ防止等にかかる基本方針について説明し、共通理解を図ることが大切である。学校におけるいじめ対応の取組については、ホームページ上において、年間指導計画や、いじめ認知以降の学校の具体的な対応のフローチャート等を生徒や保護者に対して提示するようにしていただきたい。

第3 学校が実施する取組(続き)

- 4 学校におけるいじめの防止等に関する対応略
- (1)いじめの防止 略
- ①教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築
- ・校内研修の充実と教職員の指導力向上
 - ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立
 - ・教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気
- ②児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成
- ③児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- ④いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- ⑤ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
- ・授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
 - ・主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践(児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等)
- ⑥ 情報教育の充実
- ・情報モラル教育の推進
 - ・家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発
- ⑦ 保護者・地域・関係機関との連携
- ・保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、関係機関等に情報提供
- ⑧ 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施
- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
 - ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
 - ・被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

第3 学校が実施する取組(続き)

- 4 学校におけるいじめの防止等に関する対応略
- (1)いじめの防止 略
- ①教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築
- ・校内研修の充実と教職員の指導力向上
 - ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立
 - ・教職員が**一人で抱え込まず**互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気
- ②児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成
- ・**多様性を認め合い、互いの違いを理解できる集団づくりの推進**
- ③児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- ④いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- ⑤ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
- ・授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
 - ・主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践(児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等)
- ⑥ 情報教育の充実
- ・情報モラル教育の推進
 - ・家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発
- ⑦ 保護者・地域・関係機関との連携
- ・保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、関係機関等に情報提供
- ⑧ 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施
- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
 - ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
 - ・被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

- (生徒指導提要 4.2.1「組織の設置」より)
- 法により、全ての学校はいじめに関する問題を**特定の教職員で抱え込まず**に組織的に対応するために、「学校いじめ対策組織」などの名称の校内組織を設置することが義務付けられました。
- (当協議会での意見まとめ(p.4)「1.学校が実施する取組(2)早期発見」より)
- 担任が抱え込むことなく**、教員同士が受容的・支持的・相互扶助的な人間関係を形成することで、同僚性を形成する。
- (重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P30)
- 全教職員が自身の悩みや考え、意見を気兼ねなく言える環境、生徒を真ん中に教職員相互が指摘し合える環境や、**同僚性の構築が求められる**。
- (当協議会での意見まとめ(p.3)「1.学校が実施する取組(1)未然防止」より)
- ・**多様性を認め合い、互いの違いを理解できる集団づくりを進める**。
- 「生徒指導提要 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」より
- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- 教室に、**様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気**を確保し、**児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけることが大切です**。
- (重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P29)
- 人権教育などにおいて「**多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人、許さない人、見逃さない人**」に育つような働きかけや、日頃から「人の嫌がることは絶対にやってはいけない」「人が傷つく言葉を口にしてはいけない」という教育方針を徹底して行う必要がある。

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応

(2) 早期発見 略

① 教職員の資質の向上

人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童生徒の安全・安心を確保する姿勢を徹底します。また、些細なサインを見逃さないため、児童生徒の雰囲気や敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成に努めます。

② 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集

③ 家庭との連携

「いじめのサイン発見シート」を保護者に配布し、保護者との連携の下、いじめのサインを細やかに捉えていきます。またサインが見つかった場合には家庭訪問をして、保護者の気持ちに寄り添った対応を行います。

④ 教育相談体制の充実

⑤ 教職員間の連携

「個人別生活カード」等の活用による情報収集と全教職員による情報共有

⑥ 外部専門家との連携

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応

(2) 早期発見 略

① 教職員の資質の向上

人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童生徒の安全・安心を確保する姿勢を徹底します。また、些細なサインを見逃さないため、児童生徒の雰囲気や敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成に努めます。

② 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集

・「気付き見守りアプリ」等による教職員間での児童生徒の様子についての情報共有

・ 児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施

・ 「こころと生活等に関するアンケート」の実施

・ 「人権を確かめあうアンケート」の実施

③ 家庭との連携

「いじめのサイン発見シート」を保護者に配布し、保護者との連携の下、いじめのサインを細やかに捉えていきます。またサインが見つかった場合には家庭訪問をして、保護者の気持ちに寄り添った対応を行います。

④ 教育相談体制の充実

・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用による相談体制の充実

⑤ 教職員間の連携

「個人別生活カード」等の活用による情報収集と全教職員による情報共有

⑥ 外部専門家との連携

(当協議会での意見まとめ(p.4)「1.学校が実施する取組(2)早期発見」より)

・「気付き見守りアプリ」等を用いて、日常の児童生徒の様子について教職員間での情報共有を行う。

基本方針「第2 県が実施する取組 4(2)いじめの早期発見のための措置」より再掲

・ 児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施

・ 「こころと生活等に関するアンケート」の実施

・ 「人権を確かめあうアンケート」の実施

(重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P28)

いじめの早期発見、早期介入のためには、計画的かつ定期的なアンケート調査や作文指導、教育相談、個別面談等によって、一人一人の個性を理解し、それぞれの声を確実に把握するよう努める必要がある。

(当協議会での意見まとめ (p.2)「1.学校が実施する取組(1)未然防止」より)

2. 「こころと生活等に関するアンケート」やストレスチェックアンケート等の結果をもとにスクリーニング会議を実施し、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という)と協議し、気になる児童生徒の早期発見・支援に努める。

3. 担任や養護教諭、SC、SSW、部活動顧問等が把握できている情報(行動パターン、友人関係、家庭環境、価値観など)を、職員会議や校内委員会等の場において、学校全体で共有し、児童生徒の特性把握を行うとともに、対応策を検討する。

(重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P32)

スクールカウンセラーは、生徒指導提要にもあるように、チーム学校の一員として、教職員とは違った専門性を発揮することが求められている。被害生徒やその保護者との面接ばかりでなく、教職員のコンサルテーション、加害生徒及びその他の生徒らや保護者に対しての心理教育や支援等の役割を担うことができる存在であり、管理職はその活用についてスクールカウンセラーとよく相談し、工夫をされたい。

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応
(3) いじめへの対応・再発防止 略

対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のような項目について取り組むものとします。

①正確な情報の把握と教職員間の共通理解

②指導方針の決定と教職員の役割分担

③「個人別生活カード」等による記録とその活用

④いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び学校の設置者へ報告

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応
(3) いじめへの対応・再発防止 略

対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のような項目について取り組むものとします。

①正確な情報の把握と教職員間の共通理解

・「気付き見守りアプリ」等を活用した教員間での情報共有、学校全体での組織的な対応

・教職員間やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報整理・共有、丁寧なアセスメント、多面的な視点からの組織的な対応の検討・実行

②指導方針の決定と教職員の役割分担

③「個人別生活カード」等による記録とその活用

④いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び学校の設置者へ報告

調査した事実関係、指導・援助方針を正確かつ速やかに保護者に説明し、同意を得ます。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められます。保護者への説明は、直接対面で行い、学校は管理職を含めて複数名で対応します。学校の設置者にいじめの発生や対応について報告し、校内いじめ防止対策委員会への外部専門家の活用について設置者と検討します。また、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけでなく、クラスや学年、部活動内の児童生徒への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努めます。

(当協議会での意見まとめ(p.6)「1.学校が実施する取組(3)早期対応」より)

「気付き見守りアプリ」等を活用しながら教員間で情報を共有し、学校全体で組織的な対応を行う。

(当協議会での意見まとめ(p.6)「1.学校が実施する取組(3)早期対応 ア 4.」より)

教員間やSC、SSWと情報を整理・共有し、丁寧なアセスメントを行い、多面的な視点から組織的な対応を検討し、実行する。

(重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P29)

本件事案においては、スクールカウンセラーが被害生徒と面談をしたにもかかわらず、同委員会における対応に活かすことができなかった。このことも踏まえ、同委員会が、日頃からスクールカウンセラーをはじめとする専門家にも相談し、助言を受けることができる体制を構築することが重要である。

(当協議会での意見まとめ(p.6)「1.学校が実施する取組(3)早期対応」より)

1.調査した事実関係、指導・援助方針を速やかに正確に保護者に説明し、同意を得る。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められる。

2.いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかける

3.保護者への説明は、直接対面で行い、学校は管理職を含めて複数名で対応する。

4.いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけではなく、クラスや学年、部活動内の児童生徒への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努める。

5.学校の設置者にいじめの発生や対応について報告し、校内いじめ防止対策委員会への外部専門家の活用について設置者と検討する。

(重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P29)

できるだけ早期に、事実関係を把握し、保護者に対して、迅速かつ誠実に説明を行う。特に、被害生徒及びその保護者のニーズを把握し、学校がどのような指導計画に基づいて、そのいじめ事案に対応するかについて十分に説明し、理解を得ておく必要がある。

現行【令和3年3月】	改定【素案】	生徒指導提要、当協議会での意見等
<p>第3 学校が実施する取組(続き)</p> <p>4 学校におけるいじめの防止等に関する対応 (3) いじめへの対応・再発防止(続き)</p> <p>〈いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について〉 まず、いじめを受けている児童生徒及び保護者には、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝え、不安を取り除きます。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人及び保護者の了解を得ながら進めます。保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行います。</p> <p>なお、いじめ被害児童生徒に転学する必要が生じた場合、その支援と転学先と連携したケアを継続して行います。</p> <p>また、いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有します。</p> <p>なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応します。懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意します。</p> <p>なお、いじめ被害・加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と支援を行うものとします。</p>	<p>第3 学校が実施する取組(続き)</p> <p>4 学校におけるいじめの防止等に関する対応 (3) いじめへの対応・再発防止(続き)</p> <p>〈いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について〉 まず、いじめを受けている児童生徒及び保護者には、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝え、不安を取り除きます。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人及び保護者の了解を得ながら進めます。保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行います。</p> <p>また、学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応します。いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討します。いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合には、いじめを行った児童生徒の別室登校なども検討します。</p> <p>なお、いじめ被害児童生徒に転学する必要が生じた場合、その支援と転学先と連携したケアを継続して行います。</p> <p>また、いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有します。</p> <p>いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかけます。なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応します。懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意します。</p> <p>なお、いじめ被害・加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と支援を行うものとします。</p>	<p>(「生徒指導提要 4.3.3 (2) いじめへの対応の原則の共通理解」より)</p> <p>① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。</p> <p>② 被害者のニーズの確認 対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言っほしい」と被害者のニーズを確認します。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要です。</p> <p>(当協議会での意見まとめ(p.6~7)「1. 学校が実施する取組 (3) 早期対応 」より)</p> <p>1. 学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応する。 2. いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、オンライン授業の活用など学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を行う。 3. いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合には、いじめを行った児童生徒の別室登校なども検討する。</p> <p>(重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P31)</p> <p>加害生徒との校内での接点の可能性とその配慮についても当然検討すべきであり、法23条4項に示されているように「必要な場合は加害生徒を別室にて授業を受けるように配慮」することが、被害生徒の「別室登校」を検討する前に必要である。</p> <p>(当協議会での意見まとめ(p.6~7)「1. 学校が実施する取組 (3) 早期対応 」より)</p> <p>いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかける。</p> <p>(「生徒指導提要 4.4.2 (1) 保護者との連携」より)</p> <p>保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導することが求められます。</p> <p>(重大事態 報告書 再発防止に向けた提言 P35)</p> <p>中高生は可塑性に富む存在であり、教育的指導により、成人以上により反省をし、より良い方向に更生していくことが期待できる存在であり、成長発達を支援する意味での指導が必要である。</p>

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応
 (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 ① 児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施します。
 ② 児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることに付いての啓発に努めます。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることへの理解を促します。
 (5) 地域や家庭との連携
 学校運営協議会制度(コミュニティー・スクール)に取り組み、学校いじめ基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と地域、家庭が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組みます。
 (6) 関係協力機関との連携
 ① 少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による授業や学校の見守りなど、警察との連携体制を構築します。暴行、恐喝等の刑法に抵触するいじめに関しては、警察や少年サポートセンターに相談し、いじめを受けている児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報します。
 ② 司法と連携し、弁護士を招くなどの取組を実施します。
 ③ いじめ事象に関わる児童生徒への支援のため、必要に応じて心理相談機関や医療機関及び児童相談所や福祉事務所などの福祉機関、民生委員らと連携します。また、事例理解や指導方針策定のために、外部専門家を招いて事例検討等の取組を行います。

第4 家庭における取組

1 家庭における教育
 家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。
 保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

第3 学校が実施する取組(続き)

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応
 (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 ① 児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施します。
 ② 児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることに付いての啓発に努めます。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることへの理解を促します。
 (5) 地域や家庭との連携
 学校運営協議会制度(コミュニティー・スクール)に取り組み、学校いじめ基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と地域、家庭が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組みます。
 (6) 関係協力機関との連携
 ① 少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による授業や学校の見守りなど、警察との連携体制を構築します。暴行、恐喝等の刑法に抵触するいじめに関しては、警察や少年サポートセンターに相談し、いじめを受けている児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報します。
 ② 司法と連携し、弁護士を招くなどの取組を実施します。
 ③ いじめ事象に関わる児童生徒への支援のため、必要に応じて心理相談機関や医療機関及び児童相談所や福祉事務所などの福祉機関、民生委員らと連携します。また、事例理解や指導方針策定のために、外部専門家を招いて事例検討等の取組を行います。

第4 家庭における取組

1 家庭における教育
 家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。
 保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、**就学前から**規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

(「協議会での意見」(p.8)「2. 家庭における取組 (1) 未然防止」より)
 ・乳幼児保健・就学前の相談において、子どもの認知発達のみならず、心の状況のアセスメント及び支援を実践するために臨床心理士・公認心理師等を活用する。
 (国の基本方針)
 ・発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう就学前教育の推進
 ※「国の基本方針」2(5) 地方公共団体が実施すべき施策 「いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。」

第4 家庭における取組(続き)

2 学校等によるいじめの防止等のための対応への協力
保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の対応に協力するよう努めるものとします。
大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携
保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

第5 地域や関係機関等における取組

本県の子どもは、通塾率が高く、一方で地域行事等への参加率が低い傾向にあります。
地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、県及び県教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

1 地域における取組
地域としての日常的ないじめ防止等の推進
・見守り等の活動
・いじめが疑われる行為に対しては、声かけや学校への連絡

2 関係機関等における取組
子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめ防止等の取組の推進
関係機関等や団体等の例
自治会、こども会、老人会、PTA
総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

第4 家庭における取組(続き)

2 学校等によるいじめの防止等のための対応への協力
保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の対応に協力するよう努めるものとします。
大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携
保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

4 いじめを行った子どもへの支援及び関係機関等との連携
いじめを行った子どもの保護者は、学校からいじめの事実の説明を受け、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら、子どもを指導することが求められます。その際、必要に応じて関係機関の支援を活用するようにします。

第5 地域や関係機関等における取組

本県の子どもは、通塾率が高く、一方で地域行事等への参加率が低い傾向にあります。
地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、県及び県教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

1 地域における取組
・地域ぐるみの「あいさつ運動」「声かけ」などによる地域で子どもを見守る体制づくり
・いじめが疑われる行為に対しては、声かけや学校への連絡

2 関係機関等における取組
子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめ防止等の取組の推進
関係機関等や団体等の例
警察、法務局、医療機関、弁護士会、自治会、こども会、老人会、PTA、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

(「生徒指導提要 4.4.2(1)保護者との連携」より)
・加害者の保護者は学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら子どもを指導することが求められる。

(「協議会での意見」(p.9)「2. 家庭における取組 (3) 早期対応」より)
・いじめを行った児童生徒が社会的ケアを要する場合、関係機関と連携し、支援を求める。

(「協議会での意見」(p.10)「3. 地域や関係機関等における取組 (1) 未然防止」より)
・地域ぐるみの「あいさつ運動」「声かけ」などによる地域で子どもを見守る体制づくりを行う。

※「協議会での意見」(p.10~11)「3. 地域や関係機関等における取組」において、警察、法務局、医療機関、弁護士会などの関係機関における取組について多くのご意見をいただいたので追記した。